

公益財団法人 埼玉県住宅センター

令和4年度事業計画

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

【公益目的事業】

1. 住生活向上事業

(1) 建設業従事者の技能向上のための講習会開催について

①増改築相談員研修会について

住宅建築市場では良質な住宅ストックをつくり、長く活用していくということが時代の要請となっています。そこで、建設業従事者の知識・技術の向上を図り、住宅をリフォームすることを考えている県民からの相談に誠実に対応し、必要に応じて積極的に助言などを行い、住宅の品質を高めるとともに、県民の利益の保護及び増進を図ることを目的として公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが認定する「増改築相談員」資格の取得を促進し、増改築相談員研修会を実施します。

②事業所向け学習会について

新築住宅・リフォームを問わず、建設事業者と顧客間のコミュニケーション不足が原因でトラブルになり、住宅の満足度が低くなってしまいう事例が増えています。そこで、「顧客の抱える不安や不備」「顧客の利便性は高まるか」といった「顧客視点」からの提案がしっかりとできるよう建設業従事者のレベルアップを図ることで、住宅関係のトラブルを減らし、県民への良質な住宅の提供を促進する目的で、事業所向け学習会を開催します。多くの建設業従事者が苦手と感じている営業・提案についての知識や実践方法等について、グループワークを織り交ぜて学習します。

③新入社員研修会について

建設事業所等入社3年未満の新入社員向けに「新入社員研修会」と題し社会人としての「心構え」や「接客マナー」や「職場でのマナー」及び「ビジネスマナー」など基礎的な知識を習得させ、県民への良質な住宅の提供を促進する目的で、講習会を開催します。尚、開催にあたり建設関係の資格試験学習等のほか、ビジネスマナー等の法人向け教育支援まで広く取り扱う日建学院に学習会開催業務全般を委託して実施する予定です。

(2) ホルムアルデヒド濃度測定について

新築住宅について、シックハウス症候群の原因の一つとされ、建築基準法で規制対象化学物質となっているホルムアルデヒドについて、室内濃度の測定を推進することにより県民のシックハウスに対する意識の向上を図るとともに、安全・安心な

住宅が提供されることを目的として、ホルムアルデヒド濃度測定事業を実施します。

また、ホルムアルデヒド以外で人体に有害とされる揮発性有機化合物VOC（トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、スチレン、エチルベンゼン）についても測定します。

(3) 道具資料館について

道具資料館にて、建設関係各職種の方々が地域の風土や歴史の中で受け継いできた、次第に消えゆく古い時代の伝統技能・技術・道具や資料などを収集・保存し、木造建築文化の伝承・発展と県民への普及・啓発のため、研究・展示を行います。

(4) 住宅デー事業について

木造軸組工法に携わる建設技術者が地域住民に対して無料住宅相談や木工工作広場等を実施し、木造軸組工法による優良な住宅の普及・促進および維持・管理の重要性についての認識を広めることを目的として住宅デー事業を実施します。

(5) 無料職業紹介について

地域の建設業従事者に建築業求職者を紹介することで地域住民の建設ニーズに対応する人材を確保すると共に、県内の建築業求職者に対して就職先を紹介することでその生活の安定を図り、地域経済の健全な発展に資することを目的として無料職業紹介事業を実施します。

(6) 住宅相談について

県民からの住宅に関する諸問題の相談や、県内中小建設業従事者からの住宅に関する相談に対応していきます。また、建築関連の法律や制度に関する情報について、県、建設埼玉等の各団体と連携し周知していきます。

上記住宅相談事業の内容充実を図るため必要書籍の購入等、情報収集を図っていきます。

【収益目的事業】

1, 住宅瑕疵担保責任保険事業

(1) 住宅瑕疵担保保険について

住宅瑕疵担保履行法に県内の中小住宅建築従事者が適切に対応するため、建設埼玉、全建総連、住宅保証機構（株）（以下、機構）と連携し、機構が運用する法律に対応した住宅瑕疵担保責任保険「まもりすまい保険」が保険料割引で適用される全建総連が推進する高耐久・高品質な木造住宅「ゆうゆう住宅」の利用促進を図ります。また、事務取扱を実施します。